

固定資産の減損に係る会計処理細則

平成 19 年 2 月 1 日
制 定

平成 19 年 3 月 30 日改正

平成 21 年 3 月 31 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本細則は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程第 69 条及び会計細則第 92 条の規定に基づき、研究所が保有する固定資産に係る減損を適用する資産の範囲、減損の兆候、認識、測定等の基本的な処理方法を定め、固定資産に係る減損の正確な状況把握及び適正な会計処理を目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」（平成 17 年 6 月 29 日設定）（以下「減損会計基準」という。）、その他の法令等に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(減損の定義)

第 3 条 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態または固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

第 2 章 減損会計の対象資産

(対象資産)

第 4 条 減損会計の対象とする資産（以下「対象資産」という。）は別表第 1 のとおりとする。

(重要性の乏しい固定資産)

第 5 条 前条により対象資産となったもののうち、次の各号の全てに該当するものは、重要性の乏しい固定資産として減損会計基準を適用しない。

- (1) 「機械装置」、「車両運搬具」、「工具器具備品」又は「無形固定資産」（償却資産に限る）であること。
- (2) 取得価額が 5,000 万円未満であること。
- (3) 耐用年数が 10 年未満であること。

2 前項（1）に掲げる資産及び構築物で複数の資産を一体として使用している場合には、当該資産は一体の固定資産として判断するものとする。

- 3 第1項(1)に掲げる資産については、耐用年数が10年以上であっても取得価額が500万円未満であれば重要性の乏しい固定資産として減損会計基準を適用しないことができる。

第3章 減損の兆候の判定

(減損の兆候の判定時期)

第6条 指定資産管理者及び物品管理者は毎年度期首における対象資産について、前年度決算額の確定後すみやかに減損の兆候の判定を行う。

(減損の兆候の一体判定)

第7条 構築物は、保管場所及び内容から判断して適当と思われる「建物」又は「土地」と一体として減損の兆候を判定する。

(使用可能性の低下及び市場価格の著しい下落)

第8条 減損の兆候のうち使用可能性の著しい低下とは、固定資産(「建物」を除く。)を使用した業務の実績が取得時の業務の実績に比較して50%未満である状態をいい、市場価格の著しい下落とは、固定資産の市場価格について、帳簿価額からの下落割合が50%以上である状態をいう。

- 2 固定資産のうち「建物」については、別表第2により使用可能性の著しい低下を判定するものとする。

(減損の兆候の報告)

第9条 指定資産管理者及び物品管理者は、前条による判定結果を理事長に報告しなければならない。

第4章 減損の認識の判定及び減損額の測定

(減損の認識の判定)

第10条 前条により減損の兆候が認められた場合は、指定資産管理者及び物品管理者は減損会計基準により減損の認識の判定を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。

(減損額の測定)

第11条 指定資産管理者及び物品管理者は減損が認識された場合は、減損会計基準により減損額を測定し、理事長に報告しなければならない。

- 2 前条において減損の認識をしないと判断する場合は、指定資産管理者及び物品管理者はその根拠を示さなければならない。

第5章 減損の会計処理

(減損の会計処理)

第12条 減損の会計処理については、減損会計基準による会計処理を行い、その結果を財務諸表に表示しなければならない。

附 則

この細則は、平成19年2月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1

有形固定資産	建物（建物附属設備を含む）
	構築物
	機械装置
	車両運搬具
	工具器具備品
	土地
	建設仮勘定
無形固定資産	ソフトウェア
	電話加入権

別表第2

建物	現物出資又は承継時に想定した使用可能性の著しい低下の基準
研究管理棟	研究室・管理部門・会議室等で使用することとし、建物の全室数に対する使用割合が80%未満であること。
特別支援教育情報センター棟	情報普及情報管理関係（図書室・情報管理関係）等で使用することとし、建物の全室数に対する使用割合が80%未満であること。
研修棟及びトイレ棟	研修事業で使用する建物であり、研修事業が行われていない期間には使用しない建物であるため使用割合による基準は設定できず、また、研修事業において実施する研修の種類も毎年度全く同じではないため一定の基準を設けることは困難である。よって、研修事業における使用実績が一度もない場合を使用可能性の著しい低下とする。
体育館及び体育館エレベータ棟	主に研修事業で使用する建物であり、研修事業が行われていない期間には使用頻度が著しく低くなる建物であるため使用割合による基準は設定できず、また、研修事業において実施する研修の種類も毎年度全く同じではないため一定の基準を設けることは困難である。よって、研修事業における使用実績が一度もない場合を使用可能性の著しい低下とする。
西研修員宿泊棟及び東研修員宿泊棟	研修参加者が宿泊のために利用可能となる宿泊施設が近隣になく、研修時間終了後においても研修員相互での自発的な協議等が有効なことから、研修事業においては宿泊棟利用を原則としている。 研修事業で研究所が募集する人員に対し、参加者は募集人員を下回る場合があり、これは各地方公共団体等の予算等の都合によるもので研究所の責によるものではなく、延べ使用率による基準を設定することは困難である。 よって、本施設の使用可能性の著しい低下の基準は法人設立年度の特別支援教育専門研修及び各研究協議会実施における延べ宿泊者数16,038人を基準とし、年度の延べ宿泊者数が50%未満であることとする。
食堂棟及びエレベーター棟	研修事業において、宿泊棟利用を原則としており、近隣には飲食店がないことから、本施設は、研修事業の実施に不可欠な施設である。よって、研修事業における使用実績が一度もない場合を使用可能性の著しい低下とする。
防災用品備蓄倉庫	本施設は、「旧職員研修館」の有効活用を図ることを目的として検討の結果、「防災用品備蓄倉庫」に名称変更及び用途変更を行い、平成24年度からその使用を開始したものである。その目的のとおり使用されていない場合を使用可能性の著しい低下とする。
生活支援研究棟	研究・生活体験等で使用することとし、建物の全室数に対する使用割合が80%未満であること。
研究資料棟1及び2	研究が終了した資料等を整理保管することで使用することとし、建物の全室数に対する使用割合が80%未満であること。
電気室、屋外便所1及び2	各々の使用目的どおりに使用する建物であり、その目的のとおり使用されていない場合を使用可能性の著しい低下とする。